

京都市告示第122号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和7年4月14日

京都市長 松井 孝治

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
京都市	児童発達支援	児童発達支援センターこぐま園 2650200013	京都市中京区壬生東 高田町1番地20 COCO・てらす3 階	令和7年 3月31日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)